

報告事項才

県内文化財建造物の国新規指定について

県内文化財建造物の国新規指定について、別紙のとおり報告します。

平成25年5月22日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

## 県内文化財建造物の国新規指定について

平成25年5月22日

文化財課

平成25年5月17日に、国の文化審議会から文部科学大臣に下記の文化財を新規指定するよう答申されました。

### 記

#### 重要文化財（建造物）に新たに指定される文化財

名 称	尾崎家住宅（おさきけじゅうたく）
所 在 地	鳥取県東伯郡湯梨浜町
指定物件	主屋、仏間、土蔵、質蔵、南蔵、米蔵、味噌蔵、物置及び薪小屋、 門長屋 計9棟 附（ついたり）・新蔵、板蔵、藁置場 計3棟
所 有 者	個人

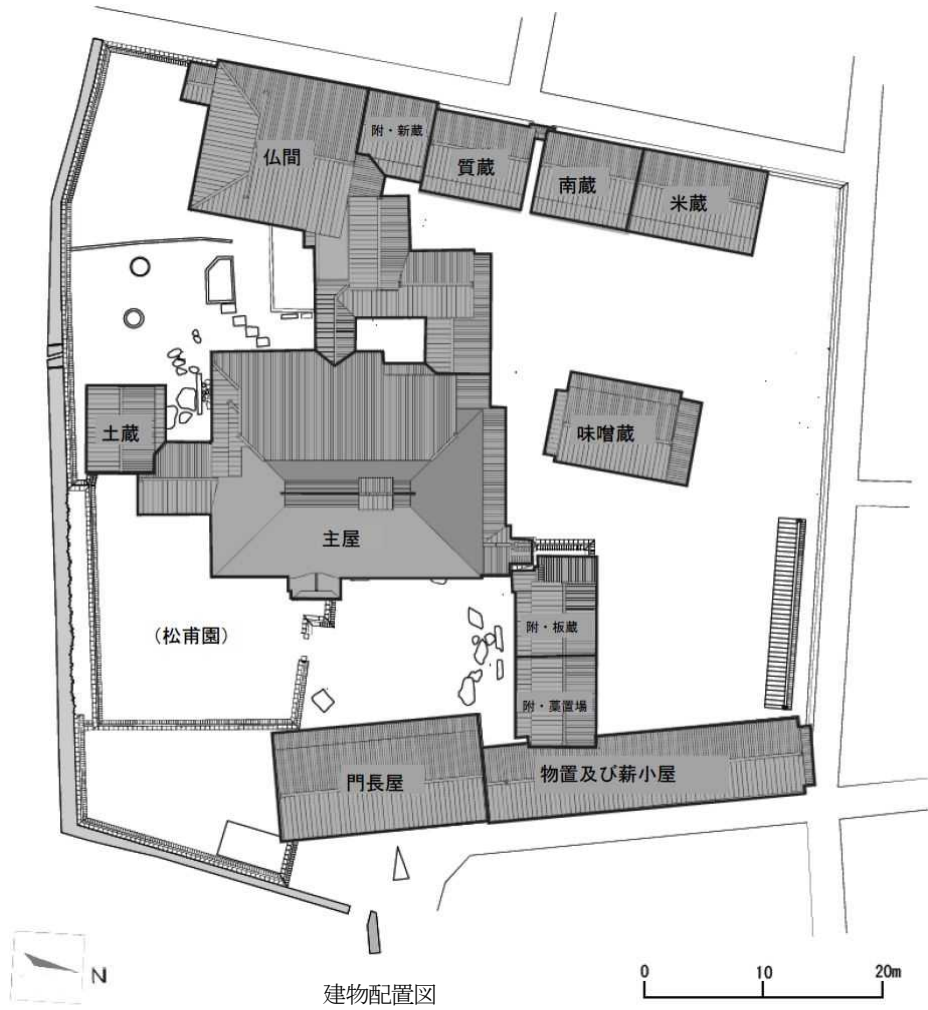
#### 概 要

尾崎家は中世に宇野（湯梨浜町）に移り住んだと伝わり、江戸時代以降は庄屋を務めた。当家住宅は茅葺の主屋を中心に、仏間や蔵などの多くの付属屋が残されている。また、主屋南東の庭園「松甫園（しょうほえん）」は、宅地及び借景となる山林とあわせて国の名勝に指定されている（昭和12年指定、平成16年追加指定）。

主屋は、大きな土間をもち、元は広間型五間取または六間取とする当地方の典型的な上層農家の間取であったと考えられる。近代には九間取に増築された。大黒柱筋で接客空間と日常空間との差を明確にし、土間に独立柱を持つなど古風な特徴を示す。一方で、主座敷は柱や長押（なげし）などに面皮材（めんかわざい）を用いた数寄屋風書院とし、矩形（くけい）の縁をめぐらせて庭と一体的な座敷とするなど、進んだ技法もみられる。

以上、尾崎家住宅は、主屋が18世紀中頃から近代に至る間取りの発展経過を示すこと、借景を活かした庭園を望む質の高い座敷をもつこと、当地方の上層農家の住宅形式をよく伝えていることにより、国の重要文化財（建造物）指定基準（五）「流派的又は地方的特色において顕著なもの」として価値が評価された。

なお、主屋を含む9棟は現在、県指定保護文化財に指定（平成23年）されているが、重要文化財指定後、県指定は解除される。



主屋 外観



松甫園から主屋を見る



主屋 主座敷



主屋 土間

○今回、国で答申が行われる重要文化財（建造物）の概要

	現在の件数	今回の答申件数			指定後の件数
国宝・重要文化財 (建造物)	2, 398件 (4, 526棟)	11件			2, 406件 (4, 607棟)
		新規指定		指定解除	
		国宝	重要文化財	1件	
		1件	9件		

※国宝は重要文化財の内数のため、国宝が1件新規指定されても、指定後の全体の件数は増加しない

○ 鳥取県の国指定文化財（建造物）、県指定保護文化財（建造物）数（今回指定後）

国指定文化財（建造物）	県指定保護文化財（建造物）	計
18件	21件（尾崎家指定解除後）	39件

○ 県内の国指定文化財（建造物）

国宝・重文別	名称	所在地	指定年月日
国宝	三仏寺奥院(投入堂)	三朝町	昭和27年3月29日 (明治37年2月18日)
重文	檜谿神社	鳥取市	昭和27年7月19日
重文	不動院岩屋堂	若桜町	昭和28年11月14日
重文	三仏寺納経堂	三朝町	昭和32年2月19日 (明治37年2月18日)
重文	三仏寺地藏堂	三朝町	昭和32年2月19日 (明治37年2月18日)
重文	三仏寺文殊堂	三朝町	昭和32年2月19日 (明治37年2月18日)
重文	大山寺阿弥陀堂	大山町	昭和32年2月19日 (明治37年2月18日)
重文	仁風閣	鳥取市	昭和48年6月2日
重文	福田家住宅	鳥取市	昭和49年2月5日
重文	後藤家住宅	米子市	昭和49年2月5日
重文	矢部家住宅	八頭町	昭和49年2月5日
重文	門脇家住宅	大山町	昭和49年2月5日
重文	長谷寺本堂内厨子	倉吉市	昭和63年12月19日
重文	大神山神社奥宮	大山町	昭和63年12月19日
重文	旧美敷水源地水道施設	鳥取市	平成19年6月18日
重文	石谷家住宅	智頭町	平成21年12月8日
重文	河本家住宅	琴浦町	平成22年12月24日
重文	尾崎家住宅	湯梨浜町	